

平成 26 年 9 月 16 日

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部
部長 藤井 康弘 様

全国就労継続支援 A 型事業所連絡協議会(仮称)
設立準備室

就労継続支援 A 型事業における要望について

障害者自立支援法の下で、新しい就労支援事業の形態として就労継続支援 A 型事業（以下：A 型事業）が制度化され、福祉工場や授産施設の一部が A 型事業へ移行しました。A 型事業は雇用契約による就労の場で、障害者の就労支援と生活支援を一体的に提供し、かつ利用者の労働権の保障を可能とする事業として貴重な制度であると認識しております。しかし新規参入の事業者が急増し、障害者の権利侵害等の問題が報告されています。その影響を受け、A 型事業制度そのものが問題であるとされ、福祉サービス単価が引き下げられました（時短ケースの減額）。一方、多くの授産施設や作業所は、A 型事業ではなく就労継続支援 B 型事業へ移行しており、就労の場ではなく訓練の場として工賃を支給しておりますが、国の工賃向上計画施策があるにもかかわらず、低工賃にとどまっている状況です。本来、障害者を納税者への視点に立てば、A 型事業こそ賃金向上の施策があつてしかるべきと考えます。

一般就労での障害者雇用が拡大していることは大変喜ばしいことです。しかし、障害者は一般企業の労働者として、企業ニーズに応えていける人たちばかりではありません。一般就労を失敗して、現在 A 型事業を利用されている障害者も多数いらっしゃいます。A 型事業の存在意義は、一般就労と福祉的就労（就労継続支援 B 型事業）との中間に位置する「第 3 の職場」として機能し、有力な保護雇用制度の継続就労の場としての可能性を有していることと認識しています。

A 型事業をより良い事業運営するために、下記のような要望をいたしますので、ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

1. 同じ就労継続支援である B 型事業との報酬単価（加算）差があります。少なくとも目標工賃達成加算・目標工賃達成指導員配置加算については、同じ土俵に乗せていただきたい。A 型事業は、労働契約と福祉契約の両事務処理が必要であり、

事務処理の煩雑さを考慮すれば、むしろ報酬単価はその分の上乗せがあつてもおかしくありません。20 名定員の標準的ケースでは年間 600 万円の差となります。常勤職員を約 1.5 人配置が可能であり、売上増の営業活動、また特に精神障害者における時短ケースの勤務時間延長への支援など期待できます。

2. 精神障害者の場合、短時間労働が最適である方、また時間を掛けて勤務時間を少しずつ延長していくことが、障害特性上必要な方も多くいらっしゃいます。アセスメントを経て、サービス等利用計画で短時間労働が適切と判断された精神障害者の場合、時間の延長、工賃アップなどの努力に対して評価していただけるシステムをお願いしたい。またその間、雇用後一定期間（1 年程度）は短時間労働と見なさないとしていただきたい。
3. 労働施策上、事業主の雇用努力評価の観点から、正規労働へ向けて雇用努力している事業所と、パート労働での雇用にとどまっている事業主では大きな違いがあると認識しています。福祉事業でもある A 型事業にも、同じ週 30 時間以上（社会保険完備）の労働契約の場合、社会保険の事業主負担分の上乗せ報酬あるいは社会保険料の減額があつてしかるべきと考えます。
4. 8 月 25 日付で暫定支給決定期間については、特定求職者雇用開発助成金を支給できないとの通達が出されました。暫定支給決定時は暫定期間のみの雇用契約とし、支給決定時には新たに労働契約をし、当助成金が受給可能にしていただきたい。また支給決定（1～2 年の更新）と期限の無い雇用契約について、整合性をとつていただきたい。
5. 就労継続支援 A 型事業の利用者は福祉契約の上に労働契約をしています。本来、労働者としてのプライドを考慮すると、少なくとも自己負担は差別禁止法の合理的配慮の精神に合いません。事業者の裁量での減免措置ではなく、自己負担が発生しない制度としていただきたい。（低所得者には自己負担金が発生していないケースが多く、制度として機能していません。）
6. 障害者就業・生活支援センターを経て A 型事業を利用した場合、当該センターの就労支援の実績にカウントされません。A 型事業所へ利用者を積極的につなげることにより、より多くの利用者が雇用の形で就労できることになります。ぜひカウントできるよう改善をお願いしたい。（現在は参考データとして提出のみ）
7. 福祉事業とは名ばかりの、最賃を支払う仕事をしているように思えない作業所があるとの報告を聞きます。また一部不正受給等の報道もされています。A 型事業所全般に収支報告の提出義務など、定期的な監査をされることを希望します。